

○一関工業高等専門学校公式サイト管理運用に関する規則

(平成29年12月7日制定)

(目的)

第1条 この規則は、一関工業高等専門学校（以下「本校」という。）が、公式サイト上のWebページ上に公開する情報について、適正かつ円滑な管理及び運用を図り、もって本校の広報活動および教育研究活動の推進に資することを目的とする。

(管理及び運用)

- 第2条 本校Webページ（以下「Webページ」という。）で公開する情報の管理及び運用を行うため、公式サイト管理者（以下「管理者」という。）を置き、広報室長をもって充てる。
- 2 Webページの公開内容の編集を行うため、各Webページに編集者を置く。
 - 3 前項により編集者が編集した内容を確認し、公開の可否を判断するため、各Webページに承認者を置く。ただし、編集者と承認者は同一の者であってはならない。
 - 4 各Webページは、原則として、本校管理下のサーバー上に置くものとするが、編集者が本校管理外のWebページ等にリンクを行う場合は、当該Webページの承認者に承認を得なければならない。
 - 5 前項において、承認した場合には、承認者は管理者にその旨報告しなければならない。
 - 6 Webページの新規開設、公開内容の変更及び廃止を行う場合には、管理者にその旨申請し、承認を得なければならない。
 - 7 前項により管理者の承認を得た場合は、一関工業高等専門学校情報セキュリティ教職員規則第8条第1項第五号に基づく許可を得たものとする。

(公開内容)

第3条 Webページにおいて公開できる情報は、以下のとおりとする。

- 一 本校の組織・構成の概要等に関する情報
- 二 本校の教育・研究活動・課外活動等に関する情報
- 三 本校に入学を志願する者に対する情報
- 四 その他、広報室が必要と認めた情報

(公開内容の制限)

第4条 Webページにおいて以下の情報は公開してはならない。

- 一 法律等に違反する情報
- 二 営利を目的とする情報
- 三 公序良俗に反する、あるいは人権侵害の恐れのある情報
- 四 著作権等を侵害する恐れのある情報
- 五 虚偽の情報
- 六 政治的な宣伝、宗教の宣伝または布教に関する情報
- 七 管理運営上において著しい障害を生じさせる恐れのある情報
- 八 その他、承認者もしくは管理者が不相当と判断した情報

- 2 前項に該当する情報が公開されている場合、管理者は当該編集者に対し内容の改善勧告を行う。ただし、改善勧告によっても内容が改善されない場合は、管理者は当該情報を削除することができる。
- 3 リンクした Web ページ等に前々項に該当する情報が公開されている場合、管理者は当該 Web ページ等へのリンクを解除し、情報の公開を中止したあと、当該 Web ページの承認者および編集者に対してその旨通知する。

(著作権)

第5条 Web ページの著作権は、原則として本校に帰属する。

(雑則)

第6条 本規則に定めるもののほか、Web ページの管理及び運用において必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成29年12月7日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年3月14日から施行する。